

建築士事務所登録申請書の添付書類

提出書類	開設者		必要部数
	法人の場合	個人の場合	
建築士事務所登録申請書（第五号書式）	○	○	正本及び副本
建築士事務所登録申請における添付書類（第六号書式）	○	○	正本及び副本（※1）
建築士事務所登録台帳	○	○	1部
履歴事項全部証明書（謄本）	○	-	2部（1部原本）
定款	○	-	2部（写し）
管理建築士の建築士免許証	○	○	原本（照合後返却）及び写し
管理建築士講習修了証（建築士法第24条第2項）	○	○	原本（照合後返却）及び写し
官製はがき <u>（窓口で受け取り希望の場合）</u> （事務所名及び事務所所在地記入）	○	○	1枚どちらかをご準備ください（※2）
返信用封筒 <u>（郵送で受け取り希望の場合）</u> （事務所名及び事務所所在地記入）	○	○	

【留意事項】

- ※1 個人での登録の場合、役員名簿（第三面）は不要となります。
- ※2 郵送で申請をする場合、建築士免許証及び管理建築士講習修了証は写しを同封ください。正式な登録通知書を送付するため、返信用封筒はできるだけ、追跡ができるもの（レターパック等）をご準備ください。

建築士事務所登録申請書の登録手数料

振込明細書（写し）を登録申請書の正本の第一面裏面に貼付ください。

一級建築士事務所 22,000円

二級建築士事務所・木造建築士事務所 17,000円

振込先：肥後銀行水前寺支店 普通預金 口座番号 1577630

口座名義： シャクマモトケンケンチクシジムショキョウカイ カイチョウ タナカ ユキヒロ 会長 田中 之博

※振込手数料は申請者負担となります。

※振込方法の指定は特にございませぬ。

建築士事務所登録に関するその他の手続き

● 変更届を必要とする場合（変更後2週間以内に提出）

- 1 建築士事務所の名称
- 2 建築士事務所の所在地
- 3 開設者の氏名又は名称
- 4 法人の役員
- 5 管理建築士
- 6 所属建築士（※1）

※1 変更後3ヶ月以内の提出となります

● 廃業届を必要とする場合

- 1 個人登録から法人登録に変更または、その逆の場合
- 2 登録種別（級）を変更する場合
- 3 建築士事務所業務を廃止した場合
- 4 開設者が死去した場合（個人事務所登録の場合）
- 5 開設者に対し破産手続開始の決定があった場合
- 6 開設者である法人が合併により解散した場合
- 7 開設者である法人が、5及び6以外の事由により解散した場合

【留意事項】

廃業届の提出を怠った場合、建築士法第26条に基づく監督処分の対象となることがあります。

● 建築士事務所登録証明の交付を受ける場合

建築士事務所登録証明書交付申請書を（一社）熊本県建築士事務所協会に提出ください。
費用：400円（1通）

※郵送希望の方は、交付費用と合わせて送料（140円）を協会口座に振り込みをお願いします。

● 申請・問い合わせ先

（一社）熊本県建築士事務所協会

〒862-0976 熊本県熊本市中央区九品寺4丁目8-17 熊本県建設会館別館2階

TEL：096-371-2433 FAX：096-371-2450 E-mail：kumamoto-fkjt@kaaf.or.jp

URL：https://kaaf.or.jp/

建築士事務所の開設者や建築士への留意事項

申請の際には、必ずお読みください。（建築士法の規定）

● 建築士の説明義務（建築士法第18条第2項）

建築士は、設計を行う場合においては、設計の委託者に対し、設計の内容に関して適切な説明を行うように努めなければならない。

● 業務に必要な表示行為（建築士法第20条第1項・第3項）

一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、設計を行った場合においては、その設計図書に一級建築士、二級建築士又は木造建築士である旨の表示をして記名しなければならない。設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、その結果を文書で建築主に報告しなければならない。

● 知識及び技能の維持向上（建築士法第22条第1項）

建築士は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。

● 定期講習（建築士法第22条の2）

建築士事務所に所属する建築士（管理建築士含む）は、3年度毎に建築士法第22条の2第1項から第3項に定める定期講習の受講しなければならない。

● 延べ面積が300㎡を超える建築物に係る契約の内容（建築士法第22条の3の3）

延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約について、書面による契約締結をしなければならない。また、増築、改築、大規模修繕、大規模模様替に該当し、当該工事の対象部分の延べ面積が300㎡を超える場合も書面による契約締結をしなければならない。

● 設計等の業務に関する報告書（建築士法第23条の6）

開設者は、当該建築士事務所の業務実績、所属建築士名簿等について、第六号の二書式に従い、毎年事業年度経過後3ヶ月以内に都道府県知事に提出しなければならない。

● 建築士事務所の管理（建築士法第24条第1項・第2項）

開設者は、当該建築士事務所毎に専任の管理建築士を置かなければならず、管理建築士は建築士法第24条第2項に定める管理建築士講習を修了した建築士でなければならない。

● 再委託の制限（建築士法第24条の3第1項・第2項）

延べ面積が300㎡を超える建築物の新築工事について、建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理の業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。

● 帳簿の備付け等及び図書の保存（建築士法第24条の4）

開設者は、契約日、契約先の名称、業務の内容、業務終了日、報酬の類等を記載した帳簿（ファイル又は磁気ディスク等を含む）を備えて15年間保存しなければならない。設計図書、工事監理報告書も15年間保存しなければならない。

● 標識の掲示（建築士法第24条の5）

建築士事務所の開設者は、その建築士事務所において、公衆の見やすい場所に国土交通省令で定める標識を掲げなければならない。

第七号様式（第二十二条関係）

〇〇建設 株式会社 一級建築士事務所	
登 録	一級建築士事務所 熊本県知事登録 第〇〇〇〇号
開 設 者	〇〇建設 株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
管理建築士	一級建築士 〇〇 〇〇
登録の有効期限	年 月 日 から 年 月 日 まで

40 cm以上

25 cm以上

● 書類の閲覧（建築士法第24条の6）

建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定めるところにより、業務の実績、所属建築士の氏名等の書類を、当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

● 重要事項の説明等（建築士法第24条の7）

開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、建築主に対し、管理建築士その他の建築士事務所に所属する建築士として、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する事項等について記載した書面を交付して説明をさせなければならない。

● 書面の交付（建築士法第24条の8）

開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結したときは、遅滞なく、国土交通省令で定められている事項を記載した書面を委託者に交付しなければならない。